

国際放射線防護委員会（ICRP）

「大規模原子力事故時の人と環境の放射線防護」案についての意見書

福島県飯舘村村民 菅野哲、市澤秀耕、伊藤延由、岡本易、佐藤健太
日本大学飯舘村支援チーム 糸長浩司（特任教授）、浦上健司

下記の点について、勧告案の修正、追記を要望します。

1. 勧告案にある、「復興期における長期的汚染地域」を明確に規定し、長期的汚染地域で生活する村民達への継続的補償について勧告すること。

日本政府は避難解除した地域に関して、何らの規定をせず、元避難地域、元計画的避難地域という言い方で通しています。一方、避難解除された飯舘村内の山林には相当量の放射性セシウムが残存したままです。仮に、村内の森林土壌の表層5cmを除染して1トンのフレコンバックに詰めると866万袋になります。これは今まで除染して出た飯舘村内のフレコンバックの4倍の汚染土壌量です。これが放置されたままでの避難解除であり、ICRPの勧告にある「復興期の長期的汚染地域」の実情です。この状況に対して、日本政府は何の規制、被災地指定もないまま避難解除を行い、公共施設建設を中心とした復興事業が展開されています。長期的汚染実態を無視している施策が展開されています。

勧告案において、「避難解除された地域は長期的な放射能汚染地域である」と明記すべきです。飯舘村にとって、「長期的な放射能汚染地域」という規定は、非常に苦しい規定であることは間違いありません。その規定に納得できない村民が多くいると思います。ただ、このまま元避難地域というあいまいな状態のまま、長期的で適切な対応（健康被害等に対する対応）が法的にもないままの地域として、放置されることは許されたいと思います。

勧告案では「放射能防御文化」の育成とありますが、汚染地域に暮らす村民達に文化として放射能防御のためのライフスタイルを強いるのですか。その前に、事故原因当事者の東京電力、国、行政機関に対して、長期的汚染地域に暮らす村民達、あるいは、2地域居住を強いられている村民達への長期的補償、そのための法的、制度的対応について勧告をしてほしいと思います。

2. 土壌、樹木等の放射性セシウムの残存量による評価とそれに基づく長期的な土地利用規制、補償について勧告すること。

勧告案では、長期的汚染地域では空間線量率として年間1ミリシーベルトオーダー（10ミリシーベルトと判断できる）を参考値として、「放射能防御文化」を育て対応するように勧告しています。しかし、長期的汚染地域となっている原因は、山林、農地等の土地に残存する放射性セシウムであることは明確です。この汚染原因物質の残存量につ

いて、勧告案では一切ふれていません。土壌中における放射性セシウム量の継続的測定と、その値 Bq/kg に基づく放射能防御勧告がされていません。空間線量率を基準とした勧告だけでなく、放射性物質の残存量に基づく規制、対応、土地利用規制等について勧告をすることを希望します。さらに、その規定等の勧告の中で、規制の原因者として東電、国の長期的に補償、法制度についても勧告して欲しいと思います。